

鳥取市屋外広告物条例の基準

適用除外広告物の基準

区分		基準		
案内誘導広告物 ※設置する際に許可を受ける必要があります	表示方法等の基準	広告物等の表示の方法等の基準に適合するものであること		
	事業所等の位置	禁止又は制限道路等から原則として1km以内であること		
	設置件数	同一の事業所等につき2個以下であること		
	表示面積	単独で表示する場合	1面の表示面積0.5㎡以下、合計の表示面積1㎡以下であること	
		複数の事業所等が集合で表示する場合	事業所等ごと	1面の表示面積0.75㎡以下、合計の表示面積1.5㎡以下であること
			広告物全体	1面の表示面積10㎡以下、合計の表示面積20㎡以下であること
	高さ	地面から3m以下であること ただし、平年において積雪の深さが3m以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない		
表示内容	自己の氏名、名称、店名、屋号、商標、事業・営業内容、居所・事業所・営業所の位置 事業・営業内容は、「性風俗関連特殊営業」(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項)のための広告物等でないこと			
街灯に表示する広告物	設置者	その街灯の設置者、または、その街灯の経費を負担する者であること		
	設置個数	街灯柱1本につき1個であること		
	表示の方法	街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと 道路の中心線に直角に設置するものであること		
	大きさ	タテ1.1m以下、ヨコ0.3m以下であること		
	突き出し部分の長さ	0.4m以下であること		
	地面から広告板の下端までの高さ	4.7m以上であること		
	表示内容	自己の氏名、名称、商品名		
自家用広告物	表示面積	10㎡以下(総量規制)であること		
	表示内容	自己の氏名、名称、店名、屋号、商標、事業・営業内容、居所・事業所・営業所の位置		
	設置場所	自己の居所・事業所・営業所であること		
自己管理地広告物	表示面積	1.5㎡以下であること		
	高さ	地面から1.5m以下であること		
はり紙	表示面積	0.13㎡以下であること		
はり札等	表示面積	0.10㎡以下であること		
一時的・仮設的な広告物	表示期間	10日以内であること		